

## 八戸市環境審議会の運営方法について

### 1. 会議の公開について

附属機関の会議については、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」の第2「会議の公開基準」により原則として公開するが、同取扱いの第3「会議の公開又は非公開の決定」により、附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が当該会議に諮って行うこととなっている。

⇒ (案)

会議は、原則として公開する。

### 2. 会議の傍聴について

附属機関の会議の傍聴者については、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」の第4「会議の公開の方法等」により、附属機関の長が、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めることとなっている。

また、附属機関の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めることとなっている。

⇒ (案)

- ① 傍聴者の定員は、2名とする。
- ② 傍聴者は、会議で発言することができない。

### 3. 会議録の作成について

附属機関の会議録については、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」の第6「会議会議録の作成及び公開」により、速やかに作成し、原則として公開することとなっている。

⇒ (案)

- ① 会議における発言は、会議録として記録する。
- ② 会議録は公開する。なお、会議録には氏名等は表記しない。(会長、副会長、委員、事務局等と表記)
- ③ 会議録を承認する委員は会長とし、会議の欠席等により会長が承認できない場合には副会長が承認する。